

《 Curves 会員規約 》

第1条 (語句の定義)

- 「Curves」とは、会社またはパートナーが運営し、「カーブスワークアウト」を実践する会員制の健康体操教室です。
- 「カーブスワークアウト」とは、筋力トレーニング、有酸素運動、ストレッチ等（機器類の使用を含む）を組み合わせた、Curves 独自の運動プログラムのことをいいます。
- 「会員」とは、Curves 会員規約に同意のうえ、「Curves」に入会した個人をいいます。
- 「会社」とは、株式会社カーブスジャパンをいいます。
- 「パートナー」とは、会社と契約し Curves 施設を運営する法人または個人をいいます。
- 「Curves 施設」とは、会社またはパートナーが運営し会員が利用する Curves の店舗をいいます。
- 「Curves 関係者」とは、Curves International, Inc.、会社、パートナー、これらの役員、従業員、スタッフなど Curves の運営に関与する全ての者をいいます。
- 本規約によって定める条項は、Curves 全会員に適用されるものとします。

第2条 (Curves 運営の目的)

Curves は本規約に則り、会員が正しい運動習慣を身につけること、会員相互の支え合いと親睦を図ること、などを通じ、会員の「心と体の健康」を実現することを目的とします。

第3条 (Curves 施設管理運営の責任)

Curves 施設は、会社もしくはパートナーがその運営・管理をおこないます。

第4条 (会員制)

- Curves は女性専用です。
- 会員は、本規約に同意し、会社またはパートナーと契約を締結します。
- 会員による Curves 施設の利用範囲、条件、特典については別途定めます。
- 会員は、施設利用時に必ず会員証を提示します。

第5条 (入会資格)

- Curves の入会資格は、以下のとおりとします。
- 女性であること
 - 本規約に同意すること
 - 会社所定の申告手続により、Curves 施設の利用に堪えうる健康状態であることを会社またはパートナーに申告すること
 - 過去に会社またはパートナーから除名処分または利用禁止処分を受けていないこと。但し、会社またはパートナーが別途再入会を承認した場合を除く
 - 刺青をしていないこと
 - 介助の必要がなく、一人で安全に運動でき、且つ会社またはパートナーがそれを承認していること
 - 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係でないこと
 - その他、前各号に類する事項に該当しないと会社またはパートナーが判断していること

第6条 (入会手続)

- 第 5 条の入会資格を満たすことを条件に、入会希望者が会社所定の入会手続において入会同意の署名をした時点で入会契約は成立します。
- 未成年者は、会社所定の手続により親権者等法定代理人の同意を得るものとします。親権者等法定代理人は、自身の会員資格の有無に関わらず、本規約に基づき本人が会社又はパートナーに負う義務及び責任については本人と連帯して責任を負うものとします。
- Curves は会員制の施設であり、入会にあたり継続的な利用契約を締結します。従って、第 15 条に定める会社所定の退会手続をおこなうまで毎月の会費が発生します。そのため、若年消費者の保護を目的として、20 歳未満の者（第 2 項に該当する者を除く）は、会社所定の手続により三親等内の親族（但し、20 歳以上）の同意を得るものとします。
- 成年被後見人については、会社所定の手続により成年後見人の同意を得るものとします。

第7条 (入会金・会費及び諸費用)

- 入会金は申込書記載の「入会日」から、会費は申込書記載の「会費発生日」から発生します。会員は、会費発生日から第 15 条に定める退会日まで（会員制のため、利用がない期間を含む）の入会金及び会費について、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、支払義務を免れることはできません。入会金、会費及び諸費用の詳細は別途定めます。
- 会員は、別に定める支払期限までに、入会金、会費及び諸費用を会社またはパートナーに支払うものとします。
- 前項の支払方法は、口座振替またはクレジットカード払いによるものとします。（当月分会費について、口座振替の場合原則前月 26 日を引落し日とし、クレジットカード払いの場合は原則当月 13 日の課金とします。クレジットカードを利用した際のクレジットカード会社への支払いは、利用するクレジットカード会社の規約に準ずるものとします。）
- 会員は、会社が提携する料金収納代行会社が、入会金、会費及び諸費用に関する口座引落し業務をおこなうことに同意します。
- 会員またはパートナーが受領した入会金、会費及び諸費用は、原則として返還されません。

第8条 (会員資格の取得)

- 第 6 条の入会手続が完了した時点で会員資格を取得したものとします。
 - 会員資格は、他に貸与、譲渡、もしくは相続できません。
- 第9条 (告知義務及び通知義務)
- 会員は、入会手続、健康状態の申告、その他の手続や会社またはパートナーに提出する書類において、事実を告知するものとします。
 - 会員が前号に基づき告知した事実に変更が生じた場合には、会員は速やかにその旨を会社またはパートナーに通知し、会社所定の手続をおこないます。
 - 会員は、会社またはパートナーが必要と認めた場合、医師の診断書、健康證明書等を提出、または身分証明書等本人確認情報を提示するものとします。
 - 会員が前各項の義務を怠ったことにより会員または第三者に生じた一切の損害について、会社及びパートナーは責任を負わないものとします。

第10条 (権限及び表明)

- 会員は、以下の事項を確認及び表明したうえで、自らの意思と判断で入会および継続するものとします。
- カーブスワークアウトおよび Curves 施設でおこなう各種運動や測定等（以下「カーブスワークアウト等」という）が、場合によっては危険を伴う可能性があること
 - カーブスワークアウト等への参加や機器類の使用に支障となる病気や怪我等がなく、健康であること
 - 会員は既往症がある場合や身体的に不安がある場合には、カーブスワークアウト等への参加について医師の了解が必要な旨を通知されたこと

(4) カーブスワークアウト等への参加について医師の同意を得るべく、最低年 1 回以上の健診診断や健康相談を受けることを勧められたこと

第11条 (遵守事項)

- 会員は Curves 施設の利用にあたり、以下の事項を遵守するものとします。
- 自らの筋力、体力、体調等を考慮し、無理をしない範囲でカーブスワークアウト等に参加すること
 - 高額な金銭、貴重品等を Curves 施設に持ち込まないこと。また所持品等の管理は自らの責任でおこなうこと
 - 入会の検討を目的としない第三者（幼児、ペット等を含む）を Curves 施設に入室させないこと
 - Curves 施設内の秩序を乱す行為をおこなわないこと
 - その他、本規約、施設内諸規定を遵守し、および Curves 施設スタッフの指示等に従うこと

第12条 (損害賠償責任免除)

会員が Curves 施設の利用に関して会員自身が受けた損害、または所持品の滅失、毀損、放置について、Curves 関係者は、Curves 関係者の責に帰すべき事由がある場合を除き、当該損害等に対する責任を負いません。会員同士の間に生じた係争やトラブルについても、Curves 関係者は、Curves 関係者の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

第13条 (会員の損害賠償責任)

会員が Curves 施設の利用中、会員の責に帰する事由により、Curves 関係者または第三者に損害等を与えた場合、会員がその賠償の責を負うものとします。

第14条 (自動更新)

会員資格は、会員による退会または会社もしくはパートナーによる会員の除名の場合を除き、会員の選択したコース毎の規定に従い自動更新されます。

第15条 (退会)

- 会員が退会を希望する場合には、会社またはパートナーに対し会社所定の退会手続をおこなうこととします。
- 会員は、退会手続をおこなうことにより、翌月末日をもって退会することができます。なお会員は、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、退会手続をおこなった日から退会日までの期間の会費及び諸費用を支払う義務を負います。
- 会員は、会社所定の手数料を支払うことにより、退会手続をおこなった当月末日をもって退会することができます。但し、この場合も、会員は、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、退会手続をおこなった日から退会日までの期間の会費および諸費用を支払う義務を負います。
- 会員は、退会に際し、その選択したコース毎の規定に従い、年契約専用の差額精算金（会員が入会時に同意した継続期間の途中で退会する際に支払う、在籍期間中に受けた割引額）を支払うこととします。但し、以下の場合は年契約専用の差額精算金の支払を免れます。
 - 医師により運動が禁止され、会社所定の書面を提出した場合
 - 会員が車庫居し、Curves 施設を利用することができない場合
- 退会に際し、長期契約に基づき既納された会費がある場合には、別途定める算定式に基づき、既に会員より支払われた入会金、会費及び諸費用は、一切返金しないものとします。

第16条 (会員資格喪失)

会員は、次の各号の一つにでも該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利も喪失します。会員資格を喪失した場合、会員は速やかに会員証を返還することとします。なお会員は、別途会社またはパートナーは、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、既に会員より支払われた入会金、会費及び諸費用は、一切返金しないものとします。

第17条 (会員除名)

会員が次の各号の一つにでも該当する場合、会社またはパートナーはその会員を Curves から除名することができます。

- 入会金は申込書記載の「入会日」から、会費は申込書記載の「会費発生日」から発生します。会員は、会費発生日から第 15 条に定める退会日まで（会員制のため、利用がない期間を含む）の入会金及び会費について、別途会社またはパートナーが認める場合を除き、支払義務を免れることはできません。入会金、会費及び諸費用の詳細は別途定めます。
- 会員は、別に定める支払期限までに、入会金、会費及び諸費用を会社またはパートナーに支払うものとします。

- 前項の支払方法は、口座振替またはクレジットカード払いによるものとします。（当月分会費について、口座振替の場合原則前月 26 日を引落し日とし、クレジットカード払いの場合は原則当月 13 日の課金とします。クレジットカードを利用した際のクレジットカード会社への支払いは、利用するクレジットカード会社の規約に準ずるものとします。）

- 会員は、会社が提携する料金収納代行会社が、入会金、会費及び諸費用に関する口座引落し業務をおこなうことに同意します。
5. 会員またはパートナーが受領した入会金、会費及び諸費用は、原則として返還されません。

第8条 (会員資格の取得)

- 第 6 条の入会手続が完了した時点で会員資格を取得したものとします。
- 会員資格は、他に貸与、譲渡、もしくは相続できません。

第9条 (告知義務及び通知義務)

- 会員は、入会手続、健康状態の申告、その他の手続や会社またはパートナーに提出する書類において、事実を告知するものとします。
- 会員が前号に基づき告知した事実に変更が生じた場合には、会員は速やかにその旨を会社またはパートナーに通知し、会社所定の手続をおこないます。
- 会員は、会社またはパートナーが必要と認めた場合、医師の診断書、健康證明書等を提出、または身分証明書等本人確認情報を提示するものとします。
- 会員が前各項の義務を怠ったことにより会員または第三者に生じた一切の損害について、会社及びパートナーは責任を負わないものとします。

第10条 (権限及び表明)

- 会員は、以下の事項を確認及び表明したうえで、自らの意思と判断で入会および継続するものとします。
- カーブスワークアウトおよび Curves 施設でおこなう各種運動や測定等（以下「カーブスワークアウト等」という）が、場合によっては危険を伴う可能性があること
 - カーブスワークアウト等への参加や機器類の使用に支障となる病気や怪我等がなく、健康であること
 - 会員は既往症がある場合や身体的に不安がある場合には、カーブスワークアウト等への参加について医師の了解が必要な旨を通知されたこと

す。但しこれにより会員は会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

- 伝染病、その他、他人に伝染するまたは感染するおそれのある疾病を有する方
- 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方
- 刺青のある方（但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く）
- 介助の必要があり、一人では安全に運動できないと会社またはパートナーに判断された方
- 飲酒、薬物の服用等により、正常な施設利用ができないと会社またはパートナーに判断された方
- 医師から運動を禁じられている方
- 過去に会社またはパートナーにより除名処分または利用禁止処分を受けた方
- 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力である、または反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係にあると会社またはパートナーに判断された方
- その他、正常な施設利用ができない、他の会員の権利を侵害するもしくは他の会員に危害を加えるなど会社またはパートナーに会員としてふさわしくないと判断された方

第20条 (本規約の改定、諸費用ならびに運営システムの変更について)

- 会社は、民法の規定に従い、会員の事前の承諾を得ることなく、以下の各号の事項をおこなうことができます。なお、これらの変更の効力は、全会員に及ぶものとします。

- 本規約の改定
- 本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用の変更

- 会社は、施設運営システムについて、会社が必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、変更することができます。

- 前各項に基づいて改定する場合、会員にとって重要な事項を変更する場合は 3か月前、その他の事項は 2か月前までに、Curves 施設内に掲示する等の方法により変更内容を告知します。

第21条 (全額返金保証制度)

会員が以下の条件を共に満たす場合、全額返金保証制度を利用することができます。

- 初回来店時に第 6 条に定める入会手続をおこなった場合
- 入会申込書記載の「施設利用開始日」から起算して 14 日以内に会社またはパートナーに對し、会社所定の手続により退会と返金を申し出た場合。ただし、入会特典の内容によって全額返金保証制度の適用期限が変更になる場合があります。その場合、適用期限は入会申込書の記載内容に従います。

《 クレジットカード支払に関する規約 》

第1条 (定義)

クレジットカード支払とは、会員が所定の手続によりクレジットカード会員番号・有効期限等を会社に登録することで、会社または、パートナーに支払う定期料金（以下「定期料金」という）を指定したクレジットカードの発行会社（以下「カード会社」という）が定める規約に基づき支払うことをいいます。

第2条 (注意事項)

- 会員は、会社に対し、クレジットカード支払の変更、または解約を申し出ない限り、指定したクレジットカードにより、継続的に定期料金を支払います。
- 会員が指定したクレジットカードの会員番号・有効期限に変更があった場合は、速やかに会社に申し出るものとします。会員は、カード会社が事前に会員に通知することなく、新しい会員番号や有効期限を会社に通知しても異議を唱えないこととします。
- 会員は、カード会社により、会員番号・有効期限が更新された場合であっても、引き続き更新されたクレジットカードにより定期料金を支払います。
- 会員は、カード会社の規約により会員資格を喪失し、カード会社によりクレジットカード支払が解消された場合、会社またはパートナーから直接定期料金の請求がなされる場合があることを予め了解します。
- 会員がカード会社の規約により会員資格を喪失した場合、または会員自らクレジットカード契約を解消した場合、クレジットカードが利用できない状態にあるときでも、会社がその旨の通知をカード会社から受けた翌月利用分の定期料金までは、カード会社から請求する場合があることを、予め了解します。
- カード会社の規約により、クレジットカード支払が承認されない場合、会社またはパートナーから直接定期料金の請求をおこなう場合があることを、会員は予め了解し、定期料金を直接会社またはパートナーに支払わなければなりません。
- 会員は、会員とカード会社間の契約に基づき行なわれる請求、支払等に関する事項については、自らの責任においてこれに対応するものとします。

《 個人情報の取り扱いに関する規約 》

第1条 (定義)

- 「当社」とは、株式会社カーブスジャパンといいます。
- 「パートナー」とは、当社と契約して Curves 施設を運営する法人または個人をいいます。
- 「当社グループ」とは、Curves International, Inc.、株式会社カーブスジャパン及びその関連会社をいって、当社を含みます。
- 「個人情報」とは、現会員および退会会員に關する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によって当該会員を特定することができるものをいいます。

第2条 (利用目的)

- 当社グループならびにパートナーは、会員の個人情報を、以下の目的のために利用します。
- 会員の各種サービスの契約、会員へのサービス提供、利用状況の管理及び会員契約に関連する諸手続きのため
 - 郵送、電話、ファクシミリ、または電子メールにより会員に対して次の案内をおこなうため
 - 会員にサービス等を提供するうえで必要となる確認
 - 販売促進資料やアンケート等
 - イベントや新サービス等
 - マーケティング活動や商品開発のため
 - 健康増進に関する調査、研究および発表等のため
 - 統計情報として利用するため
 - 退会後に必要に応じて各種ご案内をおこなうため

第3条 (安全管理)